

議案第7号

高根沢町火入れに関する条例の制定について

高根沢町火入れに関する条例を、次のように定める。

令和8年3月3日

高根沢町長 神林秀治

## 高根沢町火入れに関する条例の制定について

### 1 概要

塩谷広域行政組合火災予防条例の一部改正（令和8年1月1日施行）により、塩谷広域行政組合管理者において、本町の区域を対象として林野火災の予防上注意を要する場合に林野火災注意報が発令されることになったことを受け、火入れ中止の要件等を見直すため、条例の全部を改正するものです。

### 2 改正内容

#### （1）火入れ中止の要件の追加（第12条）

火入れ中止の要件に「林野火災注意報が発令された場合」を追加します。

#### （2）規則への委任

火入れの許可の申請手続、様式その他の運用に関する規定について、条例から削り、規則に委任します。

#### （3）その他

文言及び条文構成の整理を行います。

### 3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町火入れに関する条例

高根沢町火入れに関する条例（昭和59年高根沢町条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項に規定する火入れの許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（許可）

第2条 高根沢町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地において火入れを行おうとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

（許可の要件）

第3条 町長は、火入れが次の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

（1） 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号のいずれかに該当すること。

（2） 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

（3） 火入れの現場において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）が選任されていること。

（許可の期間）

第4条 火入れの許可の期間は、1件につき7日以内とする。

（火入れの面積）

第5条 火入れの面積は、1件につき2ヘクタール以内とする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合は、この限りでない。

(火入れの通知)

第6条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行おうとする日の前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(許可後における指示)

第7条 町長は、火入れの許可をした後において、延焼その他危害の発生のおそれがあると認めるときは、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(火入者の責務)

第8条 火入者は、火入責任者に対し、火入地において火入れの実施を指揮監督させなければならない。

(防火帯の設置)

第9条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については8メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第10条 火入責任者は、火入れの実施に当たっては、規則で定めるところにより、火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

2 火入責任者は、延焼の防止及び残火処理等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第11条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

3 火入れは、第9条に規定する防火帯の設置及び前条に規定する火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ、これをしてはならない。

(火入れの中止)

第12条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。